

課税情報の確認に係る同意書

(宛先) 富山市長

母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務手続きを処理するために、申請者、申請者の属する世帯の世帯員、及び世帯外扶養義務者について、富山市が次の事項について確認することに同意します。

また、申請者の属する世帯の世帯員、及び世帯外扶養義務者の同意も得ています。

(1) 所得の状況及び市民税の課税状況を市民税課税資料で確認すること。

(2) 生活保護受給の有無を確認すること。

令和 年 月 日

申請者 (住所)

(氏名)

(TEL) () —